

## 令和8年度東川町既存住宅耐震改修補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に東川町耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、東川町既存住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建の住宅（床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供されているもの。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断
  - イ 国土交通省が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（平成17年7月5日国住指第902号）」）による耐震診断
  - ウ 上記ア、イに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震性能を向上する工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合したもの。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、東川町に住所を有し、既存住宅の耐震診断を行った結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されて耐震改修工事をする者とする。

### (補助金の額)

第4条 この補助金の額は耐震改修工事に係る経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以内とし、上限額は30万円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 耐震改修工事をする際は東川町景観計画景観形成基準に配慮すること。
- (2) 建築基準法その他関係する法令を遵守すること。
- (3) 補助事業等の内容の変更、中止、廃止をする場合は、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第9条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、提出者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。